

# 鞍月キッズカレッジ運営規程

(放課後児童クラブ)

鞍月キッズカレッジ運営委員会  
(社会福祉法人 中央福祉会 理事会)

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 本児童クラブは、小学校に修学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、遊びおよび生活の場を与えて健全な育成を図る。

2 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業の提供に当たっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、放課後児童健全育成事業を一体的に行うものとする。

4 本児童クラブは、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 本児童クラブは、「金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）」その他関係法令・通知等を厳守し、事業を実施するものとする。

(名称及び設置場所)

第2条 名称および設置場所は、次のとおりとする。

(名 称) 鞍月キッズ・カレッジ

(設置場所) 〒920-8201

石川県金沢市鞍月東 1-9

疫病予防運動クイーンオレンジ 2F（みらい病院横）

(設置及び運営)

第3条 本児童クラブの設置者および運営主体は、次のとおりとする。

(設 置) 社会福祉法人 中央福祉会

(運 営) 社会福祉法人 中央福祉会 理事会

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、児童の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 放課後児童支援員 2名

放課後児童指導員は、放課後児童健全育成事業に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、他の職員を総括する。

(2) 補助員 2名

補助員は、放課後児童健全育成事業に専従し、放課後児童支援員を補助する。

(3) 事務員 1名

事務員は庶務及び会計事務に従事する。

(休所日)

第5条 児童クラブは、次の日を休所とする。

- (1) 日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
- (2) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 風水害など緊急災害発生の場合
- (4) その他、運営委員会が必要と認めた場合

(開設時間)

第6条 開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 開設時間については、別紙1にて定めるものとする。
- (2) その他、運営委員会が必要と認めた場合は、変更することができる。

(保護者負担金)

第7条 保護者負担金は、別紙1にて定めるものとする。

(利用定員)

第8条 本児童クラブの利用定員は、60名とする。ただし、必要と認められる場合は、定員を増減することがある。

(通常の事業の実施地域)

第9条 本児童クラブの利用は、原則として鞍月小学校区とする。

(利用の開始に関する事項)

第10条 本児童クラブは、金沢市から放課後児童健全育成事業の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本児童クラブは、以下の場合に放課後児童健全育成事業の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が中学校就学の始期に達したとき
- (2) 保護者から退所の申し出があったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第12条 本児童クラブの職員は、放課後児童健全育成事業の提供を行っているときに、児童に体調の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 本児童クラブは、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。また、速やかに金沢市に連絡を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 本児童クラブは、非常災害に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及び計画マニュアル（次項及び第4項において「施設防災計画等」という。）を作成することとする。

2 本児童クラブは、施設防災計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本児童クラブは、定期的に避難及び消火に係る訓練を実施するものとする

4 本児童クラブは、前項における訓練の結果を踏まえ、施設防災計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 本児童クラブは、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 本児童クラブは、放課後児童健全育成事業に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 職員、財産及び収支に関する帳簿

(2) 利用者又はその保護者からの苦情及び相談、利用者に対する計画その他利用者の処遇の状況に関する帳簿

(苦情処理)

第16条 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

(窓 口) 金沢市太陽が丘3丁目247番地1

太陽丘こども園

(担当者) 主幹保育教諭 福島 陽子

(電 話) (076) 254-5210

2 苦情処理担当者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情などの内容を記録するとともに、苦情解決に向けて必要な措置を講じるものとする。また、速やかに金沢市に報告を行うものとする。

3 苦情に関して金沢市が行う調査に協力するとともに、金沢市からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他)

第17条 この運営規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会で協議の上、改正することができる。

(規定等の準用)

第18条 児童クラブの運営に関し、この規程に定めのない事項については、金沢市放課後児童健全育成事業実施要綱に規定するところによる。

附 則

2025年4月1日 施行